

令和 4 年 5 月 13 日

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業
指定・委託事業所 管理者 様

紀の川市福祉部 高齢介護課長

(公 印 省 略)

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業における運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

平素は、当市介護保険事業にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について運営規程等の届出内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更届出書の提出が必要となっておりますが、運営規程の内容のうち「**従業員の職種、員数及び職務の内容**」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に 1 度の届出でよいとしているところです。（「変更届出の特例」）

つきましては、**令和 4 年 6 月 1 日時点の状況**について、下記事項に留意のうえ、変更届出書を提出してください。提出にあたっては、人員基準違反とならないように当市ガイドラインや厚生労働省令等を十分に確認してください。

なお、令和 3 年度介護報酬改定において経過措置期間が設けられている取組事項、また運営規程の変更が必要となる事項等必ずご確認ください。（経過措置期間は令和 3 年 4 月 1 日から 3 年間設けられていますが、早期に取組みを行うことが望ましいとされていますのでご注意ください。）

記

1. 提出期間 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 4 年 6 月 30 日（木）

2. 提出書類（※は、紀の川市ホームページよりダウンロードしてください。）

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業指定（委託）事業者変更届出書 ※
- ② 各サービスに係る付表（訪問（通所）型サービス C については企画書）※
- ③ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和 4 年 6 月分）※
- ④ 職員の兼務状況を確認する書類（兼務先の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表）※
- ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し（原本証明不要）
- ⑥ 運営規程

3. 対象となるサービス

- 介護予防訪問（通所）介護相当サービス
- 訪問（通所）型サービス A・C

※各サービスごとに届出が必要となります。

4. 提出先及び提出部数

提出方法：持参または郵送

提出先：紀の川市福祉部高齢介護課（本庁 2 階 21 番窓口）

提出部数：2 部（受付後 1 部控えを返却します。郵送の場合は、控え分返送用として返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。）

(裏面へ →)

5. 書類作成にあたっての留意事項

① 「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。

●事業所（施設）の管理者、サービス提供責任者、訪問事業責任者の氏名及び住所の変更

② 次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

A) 令和3年6月1日と令和4年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合は、届出の必要はありません。

B) 令和3年6月1日以降、指定（委託）更新を受けた事業者については、指定（委託）更新を受けた時点から職員の員数等に変更がない場合。

C) 令和3年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る）で令和4年6月1日を比較して職員の員数等に変更がない場合。

※ 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員員数について「〇〇人以上」と記載することができます。

③ 資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。また、婚姻等により、資格証等の姓が変更になっている場合は、戸籍抄本等の写し（原本証明不要）を添付してください。

※ 紀の川市以外の保険者から指定（委託）を受けている場合、指定（委託）を受けている保険者全てに届出を行ってください。

（提出等については、該当する保険者にお問い合わせください。）

（ホームページ内の場所）

（紀の川市ホームページ右上のオレンジのタグ）【各課のご案内】 → 【高齢介護課】 → 【お知らせ】 運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出について（提出期間：令和4年6月1日～令和4年6月30日） → [【介護予防・日常生活支援総合事業】](#) から各様式をダウンロードしてください。

（問合せ先）

紀の川市福祉部 高齢介護課

総合事業班

Tel 0736-77-0980(直通)

Fax 0736-79-3926